

“教育自治”の可能性の探求を

池田 知隆（元大阪市教育委員長）



○風穴をあけたい

「教育行政に風穴をあけ、新風を注ぎたい」。2007年2月、大阪市教育委員の辞令を受けた時、ひそかにそう心がけました。当時の関淳一市長から任命されたとき、市教育委員会は経済、司法（弁護士）、教育学、文化・大学関係、マスコミの各分野の委員と行政職の教育長の6人で構成され、バランス重視の布陣でした。私はマスコミ枠（在阪全国紙）で毎日新聞社からの推薦で選ばれました（前任は読売、後任は産経の出身者）。

いわば偶然のめぐりあわせで教育委員になつたわけですが、私は社会部記者として1979年4月に大阪府教育委員会

を担当して以来、教育問題をライフルワークにしていましたので特別の感慨がありました。東京の教育取材班に加わって長

期連載を書き、大阪府高槻市の駐在記者時代には、「教育を地域住民の手に」を掲げた教育委員準公選制を求める市民活動を追いかけました（「理想のゆくえ—大阪府高槻市にみる戦後教育の軌跡」（長征社刊）にまとめています）。しかし、委員の任期を終え、振り返つてみると、記者活動で考えてきたことを委員会論議にどこまで反映できたか、忸怩たるものがあります。教育委員には守秘義務がありますが、公開されている委員会論議や議事録内容の範囲で委員会制度への思いを率直に書かせていただきます。

○市民から遠い委員会論議

大阪市の体罰自殺事件や大津市のいじめ自殺事件などを通して、不都合な情報を隠す教育委員会の本質が露呈しました。市民から厳しく非難され、教委廃止論もでていますが、私も教委改革の必要性を否定しません。戦後、教育を国から地域に取り戻そうとした教育委員会制度は、その理想の実現に困難を極めました。文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会という縦の強い統制が貫かれ、どこの教委事務局でも常に中央の目を気にしながらの「事なかれ主義」が横行しがちです。地域の多様な意見を反映させる「合議制」の委員会は形骸化し、事務

局主導で運営されているのが現実です。

教育長を除く教育委員は非常勤ですか
ら、月2回の会合では政策論議する時間
もなく、事務局提案の案件の追認に終始
してしまいます。大阪市の場合、教育委
員の任期（4年）は原則1期だけで、教
育行政には「素人」の委員が地域の実情
を深く理解できるころには次の委員に交
代します。教育委員はいつしか「お飾り」
とされ、委員会では政策的な議論ができ
るところまでにはなかなか至りません。
委員会の審議が公開されても、追認事案
ばかりでは傍聴者には退屈です。現状の
ままでは教育委員会は市民にとって雲の
上の遠い存在です。

○どこまで情報公開するのか

私にとって最初に重要な判断を迫られ
たのは、2007年の第1回全国学力調
査における大阪市の成績結果を公開する
か否かの問題でした。都道府県の結果は
公表されましたが、政令都市は自治体判
断にまかされ、事務局は「非公表」を提
案しました。学力テストの成績に一喜一
憂すべきでないのは当然のことですが、

大都市の人口は京都府や広島県と同規模
で、弁護士会は「公表すべき」との見解
を出しました。各区別や学校別結果の公
表には問題があるとしても、市全体結果
は市民に公表されるべきだと考え、私は
採決を求めました。

それまでの教育委員会では全員一致で
承認というのが慣例で、「議案が採決と
なった記憶はない」と教委幹部がいふほ
ど、平穏な委員会運営が続いていたよう
です。採決の結果、「公開」を求めたの
は私一人で、「非公開」となりました。

その後、市全体の結果は公開されること
になりましたが、教育情報をどこまで公
開するのか、悩ましい問題です。だが、
情報公開をめぐっては可能なかぎり市民
に寄り添つた判断が求められます。

○教育長と教育委員長の間

現行の制度上は、合議制の教育委員会
が教育、運営の方針などを決める最高の
決議機関で、教育長はその執行機関の責
任者です。私が委員長在任中、教育長と
一度、意見が対立したことがあります。

学校における国旗の常時掲揚の問題です。

2009年12月7日の市会決算特別委員
会で、平松邦夫市長（当時）が「本市施
設における国旗の365日を通じた常時
掲揚」を表明した際、永井哲郎教育長も
また「学校園でも平日掲揚する」と発言
しました。しかし、学校での国旗の常時
掲揚はそれまで教育委員会の席上で一度
も議論されておらず、教育委員にとつて
それは「寝耳に水」の発言でした。

学校における国旗の扱いについては從
来から複雑な経過をたどっていますので、
少なくとも教育委員の間での論議は欠か
せません。教育長は「国旗掲揚は、學習
指導要領に基づく學習指導上の対応では
なく、市長の方針を踏まえた施設の管理
運営上の対応である」と説明しましたが、
私は「国旗の常時掲揚は、学校設置管理
の方針にかかわることではないか」「國
旗・国歌の扱いに熱心な東京都でさえ全
学校での国旗の常時掲揚をしていない。
大阪市の学校で率先して実施することを
教員委員がまったく論議しないのはおか
しい」と問題提起しました。安易に国家
主義、ナショナリズムに流されていくこ
との不安を感じたからです。

その後、非公開の教育委員協議会を5

回開き、論議を重ねる中で「市立学校には大阪市の旗を掲げるほうがいい」「国旗は祝日や式典時に掲げてこそ、存在感がある」などの意見も出ました。最終的に多数決で「常時掲揚」となりましたが、この間の議論の内容は「(委員会を開催して)公開での議論は行わないものの、議事録を公開するなど何らかの形で教育委員がどのような議論をしたのかについて明らかにする」ことにしました。その決定について後世から歴史的な評価を受けられるようにしたのです。教育長という職は、首長から距離を置く行政委員会という立場にあっても、首長と異なる判断するのはとても困難なのが実情です。

○「統制」ではなく、「自治」の探求を

現在、政府の教育再生実行会議の改革案は、教育行政の責任者を合議制の委員会から、首長が任免する教育長に変えるのが柱です。いまでも教育長に権限が集中しているのに、首長と教育長がすべてを決められるようにするその方向性は間違っていると思います。

大津市のいじめ問題では、教育委員の対応について「重要な情報が提供されず、意思決定において立ち外に置かれた結果、事務局や学校が第三者チェックから逃れた」と批判され、教育委員も「事務局の報告を待つことに終始した」と自己批判しました。いま問われているのは事務局の閉鎖性です。住民の民意を担つた教育委員が事務局に対して十分な情報を求め、公正な判断を下せるように、合議制の委員会システムを活性化させる方策をもつと考えるべきでしょう。

教育委員が地域住民の要望を吸い上げ、積極的な活動をするためには何が必要なのか。そのためには教育委員は非常勤のままでいいのか。「教育の中立性」を維持するためには、教育委員の見識、適格性をどのように判断し、選任するのか。そして委員会は、論議の内容を積極的に公開し、事務局提案の施策の追認機関から脱却しなくてはなりません。



いま、各学校では住民の民意を反映させることで、学校運営協議会への関心が高まっています。住民の民意は、首長＝教育長による統制によって反映させるのではなく、「公正」な判断に依拠した多彩な教育委

